				根拠法令			審査基準			標準処理期間	(日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(ክዓክተ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式 4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水1	水産林政部	水産林政総務課	漁業協同組合合併促進法	キ゛ョキ゛ョウキョウト゛ウクミアイカ゛ッへ° イソクシンホウ	2	漁協の合併及び事 業経営計画の認定	漁協協同組合合併促進法第4条他	90101	90		漁協経営強化総合対 策協議会	
3法_水2	水産林政部		漁業協同組合等の信用事業に関する命令	キ゛ョキ゛ョウキョウト゛ウクミアイトウノシン ヨウシ゛キ゛ョウニカンスルメイレイ	5の2	外国銀行代理事業 に係る認可(漁 協、漁連、水加工、 水加工連)	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成5年3月3日大蔵省・農林水産省令第2 号)第5条の2第2項	90133	-	_	_	
3法_水3	水産林政部		漁業協同組合等の信用事 業に関する命令	キ゛ョキ゛ョウキョウト゛ウクミアイトウノシン ヨウシ゛キ゛ョウニカンスルメイレイ	43	信用事業の譲渡又 は譲受けの認可 (漁協、漁連、水加 工、水加工連)	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成5年3月3日大蔵省・農林水産省令第2 号)第43条第2項	90134	_	_	_	
3法_水4	水産林政部	課	森林組合合併助成法 	シンリンクミアイカ゛ッへ° イシ゛ョセイホウ	2	合併及び事業経営 計画の認定	森林組合合併助成法第4条	90118	90	地方振興事務所林業 振興部	学級経験者	
3法_水5	水産林政部	水産林政総務課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	10-1	信託規程の承認 (森林組合)	森林組合法施行規則第2条ほか	90119	1 60	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水6	水産林政部	水産林政総務課	森林組合法	シンリンクミアイホウ		信託規程の変更又 は廃止の承認(森 林組合)	森林組合法施行規則第2条ほか	90120	1 60	地方振興事務所林業振興部	_	
3法_水7	水産林政部	水産林政総務課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	12	信託財産を固有財産とするための許可(森林組合)		90121	60	地方振興事務所林業 振興部	_	
3法_水8		水産林政総務課		シンリンクミアイホウ		信託財産の受託者 の辞任の許可(森 林組合)	個別事由	90122	1 60	地方振興事務所林業 振興部	_	
3法_水9	水産林政部	水産林政総務課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	19-1	共済規程の承認 (森林組合)	森林組合法の施行について	90123	1 60	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水10	水産林政部	水産林政総務課	森林組合法	シンリンクミアイホウ		共済規程の変更又 は廃止の承認(森 林組合)	森林組合法の施行について	90123	1 60	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水11	水産林政部	水産林政総務課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	24-1	林地処分事業実施 規程の承認(森林 組合)	森林組合法施行規則第7条	90124	1 60	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水12	水産林政部	水産林政総務課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	24-3	林地処分事業実施 規程の変更又は廃 止の承認(森林組 合)	森林組合法施行規則第7条	90125	1 60	地方振興事務所林業 振興部	_	
3法_水13	水産林政部	水産林政総務課		シンリンクミアイホウ		林道開設の分担金 の認可(森林組 合)	森林組合法第25条	90126	1 60	地方振興事務所林業 振興部	_	
3法_水14	水産林政部	水産林政総務課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	61-2	定款変更の認可 (森林組合)	森林組合法第79条他	90127	1 60	地方振興事務所林業 振興部	-	

				根拠法令			審査基準			標準処理期間((日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(ክዓክታ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式 4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水15	水産林政部	水産林政総務 課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	I /8-1	設立の認可(森林 組合)	森林組合法第79条他	90127	60	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水16	水産林政部	水産林政総務課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	83-2	解散の決議の認可 (森林組合)	森林組合法第79条第1号	90128	601	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水17	水産林政部	水産林政総務課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	184-2	合併の認可(森林 組合)	森林組合法第79条他	90127	601	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水18	水産林政部	水産林政総務 課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	100-2	定款変更の認可 (生産森林組合)	森林組合法第79条他	90127	601	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水19	水産林政部	水産林政総務 課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	11()()-3	設立の認可(生産 森林組合)	森林組合法第79条他	90127	601	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水20	水産林政部	水産林政総務 課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	100-4	解散の決議の認可 (生産森林組合)	森林組合法第79条第1号	90128	601	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水21	水産林政部	水産林政総務 課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	100-4	合併の認可(生産 森林組合)	森林組合法第79条他	90127	601	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水22	水産林政部	水産林政総務 課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	126 <i>0</i> 03-1	森林経営規程の承認(森林組合)	森林組合法施行規則第8条の3第1項	90129	601	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水23	水産林政部	課	森林組合法	シンリンクミアイホウ		森林経営規程の変 更又は廃止の承認 (森林組合)	森林組合法施行規則第8条の3第1項	90130	60	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水24		水産林政総務課		シンリンクミアイホウ	100の8-1	組織変更の認可 (生産森林組合)	森林組合法第79条第1号	90131	601	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水25	水産林政部	水産林政総務課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	100の16	組織変更の認可 (生産森林組合)	森林組合法第79条第1号	90131	601	地方振興事務所林業 振興部	-	
3法_水26	水産林政部	水産林政総務 課	森林組合法	シンリンクミアイホウ	100の22- 1	組織変更の認可 (生産森林組合)	森林組合法第100の22条第2項	90132	601	地方振興事務所林業 振興部	-	

				根拠法令			審査基準			標準処理期間	(日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(ክዓክታ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式 4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水27	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	11の4-1	信用事業規程の設 定の認可(漁協)	金融監督に当たっての留意事項について	90102	1 60	地方振興事務所水産 漁港部	-	
3法_水28	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	11の4-3	信用事業規程の変 更・廃止の認可 (漁協)	金融監督に当たっての留意事項について	90102	1 30	地方振興事務所水産漁港部	-	
3法_水29	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	11の5	地方公共団体等へ の貸付の最高限度 額の認可(漁協)	水産業協同組合法の一部改正する法律の施行について	90103	1 30	地方振興事務所水産漁港部	-	
3法_水30	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	11の11-1	信用供与等限度額 を超える特例の承 認(漁協)	水産業協同組合法施行令第10条第8項	90104	1 30	地方振興事務所水産漁港部	-	
3法_水31	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	11の12	特定関係者間の取 引等の承認(漁 協)	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第22条	90105	1 30	地方振興事務所水産漁港部	-	
3法_水32	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	11の2-1	資源管理規程の認 可・変更の認可 (漁協)	漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)	90106	1 30	地方振興事務所水産漁港部	-	
3法_水33	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	15の2-1	共済規程設定の認 可(漁協)	漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針	90107	1 30	地方振興事務所水産 漁港部	-	
3法_水34	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	15の2-2	共済規程設定の変 更又は廃止の認可 (漁協)	漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針	90107	1 30	地方振興事務所水産漁港部	-	
3法_水35	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	17の15-2	認可対象会社を1 年を超えて子会社 とする認可(漁 協)	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第35条	90108	1 30	地方振興事務所水産 漁港部	_	
3法_水36	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	17の15-3	基準議決権数等を 超えて株式等を所 有することの承認 (漁協)	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第35条	90109	30	地方振興事務所水産漁港部	-	
3法_水37	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	34の5-1	役員等の兼職又は 兼業の認可(漁 協)	漁協系統信用事業における総合的な監督指針	90110	1 60	地方振興事務所水産漁港部	-	
3法_水38	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	48-2	定款変更の認可 (漁協)	水産業協同組合法第64条他	90111	1 60	地方振興事務所水産 漁港部	_	
3法_水39	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	63-1	設立の認可(漁 協)	水産業協同組合法第64条他	90112	1 60	地方振興事務所水産 漁港部	-	
3法_水40	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	68-2	解散の決議の認可 (漁協)	水産業協同組合法第64条第1号	90113	1 60	地方振興事務所水産 漁港部	-	
3法_水41	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	69-2	合併の認可(漁 協)	水産業協同組合法第64条他	90114	1 60	地方振興事務所水産 漁港部	-	

				根拠法令			審査基準			標準処理期間	(日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式 4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水42	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	87の2-1	の認可 (漁連)	漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)	90115	30	_	-	
3法_水43	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	87の3-4	認可対象会社を子 会社とする認可 (漁連)	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第32条	90108	30	_	-	
3法_水44	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	87の4-2	認可対象会社を1 年を超えて子会社 とする認可(漁 連)	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第35条 	90108	30	_	-	
3法_水45	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	87の4-2	基準株式数等を超 えて株式等を所有 することの承認 (漁連)		90109	30	_	-	
3法_水46	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	91-2	解散決議の認可 (漁連)	水産業協同組合法第64条第1号	90113	60	-	-	
3法_水47	水産林政部	水産林政総務 課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	91の2-2	権利義務の包括承 継の認可(漁連)	水産業協同組合法第64条他	90116	60	-	-	
3法_水48	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	92-1	信用事業規程の設 定の認可(漁連)	金融監督に当たっての留意事項について	90102	30	_	-	
3法_水49	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	92-1	信用事業規程の変 更・廃止の認可 (漁連)	金融監督に当たっての留意事項について	90102	30	_	-	
3法_水50	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	92-1	地方公共団体等へ の貸付の最高限度 額の認可(漁連)	水産業協同組合法の一部改正する法律の施行について	90103	30	_	-	
3法_水51	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	92-1	信用供与等限度額 を超える特例の承 認(漁連)	水産業協同組合法施行令第10条第8項	90104	30	_	-	
3法_水52	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	92-1	特定関係者間の取 引等の承認(漁 連)	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第22条	90105	30	_	-	
3法_水53	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	92-1	資源管理規程の認 可・変更の認可 (漁業)	漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)	90106	30	_	-	
3法_水54	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	92-3	役員等の兼職又は 兼業の認可(漁 連)	漁協系統信用事業における総合的な監督指針	90110	60	_	-	
3法_水55	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	92-3	定款変更の認可 (漁連)	水産業協同組合法第64条他	90111	60	_	-	
3法_水56	水産林政部	課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	92-4	設立の認可(漁 連)	水産業協同組合法第64条他	90112	60	_	-	
3法_水57	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	92-5	合併の認可(漁 連)	水産業協同組合法第64条他	90114	60	_	-	
3法_水58	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	96-1	信用事業規程の設 定の認可(加工 協)	金融監督に当たっての留意事項について	90102	1 601	地方振興事務所水産 漁港部	-	

				根拠法令			審査基準			標準処理期間	(日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(ክዓክታ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式 4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水59	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ		信用事業規程の変 更・廃止の認可 (加工協)	金融監督に当たっての留意事項について	90102	1 30	地方振興事務所水産 漁港部	_	
3法_水60	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	196-1	地方公共団体等へ の貸付の最高限度 額の認可(加工 協)	水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について	90103	1 30	地方振興事務所水産漁港部	-	
3法_水61	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ		信用供与等限度額 を超える特例の承 認(加工協)	水産業協同組合法施行令第10条第8項	90104	1 30	地方振興事務所水産漁港部	-	
3法_水62	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ		特定関係者間の取 引等の承認(加工 協)	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第22条	90105	30	地方振興事務所水産漁港部	_	
3法_水63	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	96-1	共済規程設定の認 可(加工協)	漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針	90107	30	地方振興事務所水産 漁港部	-	
3法_水64	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	96-1	共済規程設定の変 更又は廃止の認可 (加工協)	漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針	90107	1 30	地方振興事務所水産漁港部	_	
3法_水65	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	96-1	許可対象会社を1 年を超えて子会社 とする認可(加工 協)	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第35条	90108	30	地方振興事務所水産 漁港部	_	
3法_水66	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	11/0015-3	基準株式数等を超 えて株式等を所有 することの承認 (加工協)	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第35条	90109	1 30	地方振興事務所水産漁港部	_	
3法_水67	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	96-3	役員等の兼職又は 兼業の認可(加工 協)	金融監督に当たっての留意事項について	90110	60	地方振興事務所水産漁港部	_	
3法_水68	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	96-3	定款変更の認可 (加工協)	水産業協同組合法第64条他	90111	60	地方振興事務所水産 漁港部	-	
3法_水69	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	196-4	設立の認可(加工 協)	水産業協同組合法第64条他	90112	1 60	地方振興事務所水産 漁港部	-	
3法_水70	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	96-5	解散の決議の認可 (加工協)	水産業協同組合法第64条第1号	90113	60	地方振興事務所水産 漁港部	_	
3法_水71	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	96-5	合併の認可(加工協)	水産業協同組合法第64条他	90114	1 60	地方振興事務所水産 漁港部	-	
3法_水72	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ		信用事業規程の設 定の認可(加工 連)	金融監督に当たっての留意事項について	90102	30	_	_	

				根拠法令			審査基準			標準処理期間	(日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式4	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水73	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100-1	信用事業規程の変 更・廃止の認可 (加工連)	金融監督に当たっての留意事項について	90102	30	-	_	
3法_水74	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100-1	地方公共団体等へ の貸付の最高限度 額の認可(加工 連)	水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について	90103	30	_	_	
3法_水75	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100-1	信用供与等限度額 を超える特例の承 認(加工連)	水産業協同組合法施行令第4条他	90104	30	-	_	
3法_水76	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	11の12	特定関係者間の取 引等の承認(加工 連)	漁業協同組合等の信用事業に関する省令第5条の2	90105	30	-	_	
3法_水77	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ		監査規程の認可・ 変更の認可・廃止 の認可(加工連)	漁業協同組合連合会等の監査規程について	90115	30	-	-	
3法_水78	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100-1	認可対象会社を子 会社とする認可 (加工連)	漁業協同組合等の信用事業に関する省令第9条第2項等	90108	30	-	-	
3法_水79	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100-1	認可対象会社を1 年を超えて子会社 とする認可(加工 連)	漁業協同組合等の信用事業に関する省令第9条第2項等	90108	30	-	_	
3法_水80	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100-1	基準株式数等を超 えて株式等を所有 することの承認 (加工連)	漁業協同組合等の信用事業に関する省令第10条の2他	90109	30	-	_	
3法_水81	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100-3	役員等の兼職又は 兼業の認可(加工 連)	金融監督に当たっての留意事項について	90110	30	-	_	
3法_水82	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100-3	定款変更の認可 (加工連)	水産業協同組合法第64条他	90111	60	-	-	
3法_水83	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100-4	設立の認可(加工 連)	水産業協同組合法第64条他	90112	60	-	-	
3法_水84	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100-5	解散の決議の認可 (加工連)	水産業協同組合法第64条第1項	90113	60	-	-	
3法_水85	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100-5	合併の認可(加工 連)	水産業協同組合法第64条他	90114	60	-	-	

				根拠法令			審査基準			標準処理期間	(日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(ክዓክተ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式 4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水86	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ		権利義務の包括承継の認可(加工 連)	水産業協同組合法第64条他	90116	60	-	-	
3法_水87	水産林政部	水産林政総務 課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100の8-1	共済規程設定の認 可(共水連)	漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針(平成26年3月31日水産庁制定)	90117	30	-	-	
3法_水88	水産林政部	水産林政総務課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ		共済規程設定の変 更又は廃止の認可 (共水連)	漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針(平成26年3月31日水産庁制定)	90117	30	-	-	
3法_水89	水産林政部	水産林政総務 課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100の8-3	定款変更の認可 (共水連)	水産業協同組合法第64条他	90111	60	-	-	
3法_水90	水産林政部	水産林政総務 課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100の8-4	設立の認可(共水 連)	水産業協同組合法第64条他	90112	60	-	-	
3法_水91	水産林政部	水産林政総務 課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100の8-5	解散の決議の認可 (共水連)	水産業協同組合法第64条第1号	90113	60	-	-	
3法_水92	水産林政部	水産林政総務 課	水産業協同組合法	スイサンキ゛ョウキョウト゛ウクミアイホウ	100の8-5	合併の認可(共水 連)	水産業協同組合法第64条他	90114	60	-	-	

整理番号 部				根拠法令			審査基準			標準処理期間	(日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(ክዓክተ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式 4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水93	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁業法	キ ゛ョキ゛ョウホウ	57-1	漁業の許可	 ●宮城県漁業調整規則第9条、10条、11条、14条 ●漁業許可処分取扱方針(平成2年2月26日制定) ●知事許可漁業の許可の基準(令和2年12月24日制定) ●知事許可漁業の変更の許可に関する取扱方針(令和4年5月27日制定) ●知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針(令和4年8月5日制定) 	61303	45	(4)	_	
3法_水94	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁業法	キ゛ョキ゛ョウホウ	69	漁業の免許	●海面利用制度等に関するガイドライン(令和2年6月30日水産庁) ●漁業法第73条第2項第2号に係る判断基準(令和5年5月30日制定)	61304	34	(4)	-	
3法_水95	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁業法	キ゛ョキ゛ョウホウ	106-7	漁業権行使規則等 の認可	●漁業権行使規則等の作成及び認可について(令和4年水管第1166号水産庁)	61305	34	(4)	-	
3法_水96	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁業法	キ゛ョキ゛ョウホウ	106-9	漁業権行使規則等 の変更又は廃止の 認可	●漁業権行使規則等の作成及び認可について(令和4年水管第1166号水産庁)	61306	24	(4)	-	
3法_水97	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁業法	キ゛ョキ゛ョウホウ	109-1	沿岸漁場管理団体 の指定	海面利用制度等に関するガイドライン(令和2年6月30日水産庁)	61334	34	(4)	-	
3法_水98	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁業法	キ゛ョキ゛ョウホウ	111-1	沿岸漁場管理規定 の認可	海面利用制度等に関するガイドライン(令和2年6月30日水産庁)	61335	34	(4)	-	
3法_水99	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁業法	キ゛ョキ゛ョウホウ	111-3	沿岸漁場管理規定 の変更の認可	海面利用制度等に関するガイドライン(令和2年6月30日水産庁)	61336	34	(4)	_	
3法_水100	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁業法	キ゛ョキ゛ョウホウ	115-1	保全活動の休廃止の認可	海面利用制度等に関するガイドライン(令和2年6月30日水産庁)	61337	34	(4)	-	
3法_水101	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁業法	キ ゛ョキ゛ョウホウ	170-1	遊漁規則設定の許 可	●遊漁規則の作成及び許可について(令和4年7月26日 4水管第1167号 水産庁長官)	61307	34	(4)	-	
3法_水102	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁業法	キ゛ョキ゛ョウホウ	170-3	遊漁規則変更の許 可	●遊漁規則の作成及び許可について(令和4年7月26日 4水管第1167号 水産庁長官)	61308	24	(4)	-	
3法_水103	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁業法施行規則	キ ゛ョキ゛ョウホウセコウキソク	42	特定水産動植物の 採捕の禁止に関す る適用除外の許可	宮城県における特定水産動植物採捕許可事務処理要領(令和2年12月1日)	61338	14	(4)	(10)	

				根拠法令			審査基準			標準処理期間	(日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(ክタカナ)	根拠条項	許認可等の名称 	概要又は名称	様式 4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水104	水産林政部	1課 地方振艇	遊漁船業の適正化に関す る法律	ユウキ゛ョセンキ゛ョウノテキセイカニカンスル ホウリツ	3-1	遊漁船業者の登録	5-1.6-1	61309	10	-	-	
3法_水105	水産林政部	1課。地方振興	遊漁船業の適正化に関す る法律	ユウキ゛ョセンキ゛ョウノテキセイカニカンスル ホウリツ	13-2	遊漁船業者の登録 の更新	5-1.6-1	61309の2	10	-	-	
3法_水106	水産林政部	1課、地方振興	遊漁船業の適正化に関す る法律	ユウキ゛ョセンキ゛ョウノテキセイカニカンスル ホウリツ	20	遊漁船業団体の指 定	遊漁船業の適正化に関する法律の施行について(平成元年9月27日元水振第2589号 農 林水産事務次官)	61309 <i>0</i> 3	-	-	_	
3法_水107	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁船法	キ゛ョセンホウ	14-1	動力漁船の建造、 改造の許可	 ●漁船建造寺の許可申請について(昭和48年12月17日48水海第4361号) ●動力漁船の性能の基準第6項の適用について(昭和60年12月19日60 - 2506) ●漁船登録における漁業種類の分類等について(昭和37年5月4日37水生第2137号) ●搭載漁船の建造、改造等の許可及び漁船登録の取扱いについて(昭和37年1月16日36水生第7615号) ●量産漁船の事務処理について(昭和46年10月7日46-78) ●漁船の船尾突出部の長さ等について(昭和36年2月4日38-16) ●電波法施行規則の一部改正に伴う漁船登録における電波の形式の表示方法の変更について(昭和58年6月15日58 - 2440) 	61310	40	-	_	
3法_水108	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁船法	キ゛ョセンホウ	14-1	動力漁船以外の船舶の転用の許可	4-1	61311	40	_	-	
3法_水109	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁船法	キ゛ョセンホウ	4-6	許可事項変更の許 可	動力漁船の建造、改造の許可に準じる	61312	20	-	-	
3法_水110	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁船法	キ゛ョセンホウ	6-2	建造等をすべき期 間の延長の許可	6-2	61313	20	-	-	
3法_水111	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁船法	キ゛ョセンホウ	8	工事完成後の認定	 ●漁船の認定及び登録の検認について(昭和26年5月6日26水第2794号) ●動力漁船の性能の基準第6項の適用について(昭和60年12月19日60-2506) ●電波法施行規則の一部改正に伴う電波の形式の表示方法の変更について(昭和58年6月15日58-2440) 	61314	40	-	_	
3法_水112	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁船法	キ゛ョセンホウ	10-1	漁船の登録	 ●漁船登録における漁業種類の分類等について(昭和37年5月4日37水生第2137号) ●搭載漁艇の建造、改造等の許可及び漁船登録の取扱いについて(昭和37年1月16日36水生第7615号) ●のり採取用漁船の漁船登録等の取扱いについて(昭和40年12月18日40-269) ●漁船原簿及び漁船登録票の記載について(昭和57年7月6日57-2426) ●電波法施行規則の一部改正に伴う漁船登録における電波の形式の表示方法の変更について(昭和58年6月15日58-2440) 	61315	12	_	_	

				根拠法令			審査基準			標準処理期間	(日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(ክዓክተ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式 4 【 ^{管理番号} 】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水113		水産業振興 課、地方振興 事務所	漁船法	キ゛ョセンホウ	13	登録票の検認	●漁船登録検認基準について(平成14年4月26日水管第281号水産庁長官通知)	61316	4	-	-	
3法_水114		水産業振興 課、地方振興 事務所	漁船法	キ゛ョセンホウ	17-1	登録事項変更の登 録	漁船の登録に準じる	61317	12	1	-	
3法_水115	水産林政部	水産業振興 課、地方振興 事務所	漁船損害等補償法施行令	キ゛ョセンソンカ゛イトウホショウホウセコウレ イ	7-1	指定漁船調書の訂正の承認	●漁船損害等補償法第112条 ●漁船損害等補償法施行令第4条	61318	5	-	_	
3法_水116		水産業振興 課、地方振興 事務所	卸売市場法	オロシウリシシ゛ョウホウ	13-1	地方卸売市場の認 定	13-5	61319	30		-	
3法_水117		水産業振興 課、地方振興 事務所	卸売市場法	オロシウリシシ゛ョウホウ	6	卸売業務の許可	13-5	61320	30		-	
3法_水118		1課 地方振翔	輸出水産業の振興に関す る法律	ユシュツスイサンキ゛ョウノシンコウニカンスル ホウリツ	3-1	輸出水産物の製造 の用に供する事業 場の登録	3-3123	61323	90	_	-	

				根拠法令			審査基準			標準処理期間	(日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(ክዓክተ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式 4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水119	水産林政部	水産業基盤整備課	沿岸漁場整備開発法	エンカ゛ンキ゛ョシ゛ョウセイヒ゛カイハツホウ		特定水産物育成事 業の実施に当たっ ての認可	「沿岸海場整偏開発法の連用について(戊ょ58水振第3062号昭和59年2月1日水産庁長官)	61404	60	-	-	
3法_水120	水産林政部	水産業基盤整 備課	沿岸漁場整備開発法	エンカ゛ンキ゛ョシ゛ョウセイヒ゛カイハツホウ	l12-1	育成水面の区域、 規則の変更の認可	沿岸漁場整備開発法の運用について(改正58水振第3062号昭和59年2月1日水産庁長官 通達)5	61405	60	_	-	
3法_水121	水産林政部	水産業基盤整備課	沿岸漁場整備開発法	エンカ゛ンキ゛ョシ゛ョウセイヒ゛カイハツホウ	15-1	放流効果実証事業 を実施する者の指 定	沿岸漁場整備開発法15-1	61401	30	-	-	
3法_水122	水産林政部	水産業基盤整 備課	沿岸漁場整備開発法	エンカ゛ンキ゛ョシ゛ョウセイヒ゛カイハツホウ	17-1	指定法人の業務実 施計画の認可	沿岸漁場整備開発法17-2	61402	50	-	-	
3法_水123	水産林政部	水産業基盤整 備課	沿岸漁場整備開発法	エンカ゛ンキ゛ョシ゛ョウセイヒ゛カイハツホウ	20-1	業務実施計画の変 更の認可	沿岸漁場整備開発法20-1	61403	50	_	_	
3法_水124	水産林政部	水産業基盤整 備課	海洋水産資源開発促進法	カイヨウスイサンシケ゛ンカイハツソクシンホウ	14-1	資源管理協定が適 当である旨の認定	海洋水産資源開発促進法14-1	61406	_	_	-	
3法_水125	水産林政部		海洋水産資源開発促進法 施行令	カイヨウスイサンシケ゛ンカイハツソクシンホウ シコウレイ	19-1	認定資源管理協定 の変更の認定	海洋水産資源開発促進法施行令9-1	61407	_	1	-	
3法_水126	水産林政部	水産業基盤整備課	海岸法	カイカ゛ンホウ		海岸管理者以外の 者施行する工事の 承認	海岸法の施行について(昭和31年11月10日31付け31農地第4822号、港管第2739号、建	61410	30	(15)	_	
3法_水127	水産林政部	水産業基盤整備課	漁港漁場整備法	キ゛ョコウキ゛ョシ゛ョウセイヒ゛ホウ	117	漁港修築事業費に 係る事業完了認定	水産庁長官通達(平成2年4月4日付け水港第189号)	61408	30	(15)	-	
3法_水128	水産林政部	水産業基盤整備課	漁港漁場整備法	キ゛ョコウキ゛ョシ゛ョウセイヒ゛ホウ	39-1	漁港区域内に係る 水域又は公共空地 における行為の許 可		61409	30	(15)	_	

				根拠法令			審査基準			標準処理期間	(日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(ክዓክታ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水129	水産林政部	水産業基盤整備課	公有水面埋立法	コウユウスイメンウメタテホウ	2	公有水面埋立の免 許	公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日運輸省港管発第1580号)3 公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年度6月14日運輸省港管発第1581号)4	61411	55	(15)	(30)	
3法_水130	水産林政部	水産業基盤整備課	公有水面埋立法	コウユウスイメンウメタテホウ	13の2-1	出願事項の変更許 可	公有水面埋立法の一部改正ついて(昭和49年6月14日運輸省港管発第1580号)4	61412	60	(20)	(30)	
3法_水131	水産林政部	水産業基盤整備課	公有水面埋立法	コウユウスイメンウメタテホウ	14-1	他人の土地に対す る立入り又は一時 使用の許可	公有水面埋立法14-1、-2、-3 公有水面埋立法施行令21、23	61413	60	(20)	(30)	
3法_水132	水産林政部	水産業基盤整備課	公有水面埋立法	コウユウスイメンウメタテホウ		他人の土地に対す る立入り又は一時 使用の許可	公有水面埋立法14-1、-2、-3 公有水面埋立法施行令21、23	61414	60	(20)	(30)	
3法_水133	水産林政部	水産業基盤整備課	公有水面埋立法	コウユウスイメンウメタテホウ	16-1	埋立権の譲渡の許 可	「公有水面埋立ての適正化について」(昭和40年9月1日付け港管2021号、建河発341号 運輸省港湾局長、建設省河川局長通達)2、3	61415	40	(10)	(30)	
3法_水134	水産林政部	水産業基盤整 備課	公有水面埋立法	コウユウスイメンウメタテホウ	22	竣功認可	公有水面埋立法22 公有水面埋立施行規則11	61416	50	(10)	(30)	
3法_水135	水産林政部	水産業基盤整 備課	公有水面埋立法	コウユウスイメンウメタテホウ	123	竣功許可前の埋立 地使用の許可	未竣功埋立地における工場等の建設について(昭和49年10月21日運輸省港管発第2618 号)	61417	60	(20)	(30)	
3法_水136	水産林政部	水産業基盤整 備課	公有水面埋立法	コウユウスイメンウメタテホウ	127-1	埋立地に関する処 分の許可	公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日運輸省港管発第1580号)7 公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日運輸省港管発第1581号)5	61418	60	(20)	(30)	
3法_水137	水産林政部	水産業基盤整 備課	公有水面埋立法	コウユウスイメンウメタテホウ	129-1	埋立地の用途と異 なる利用の許可	公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日運輸省港管発第1581号)6-0	61419	60	(20)	(30)	
3法_水138	水産林政部	水産業基盤整備課	公有水面埋立法	コウユウスイメンウメタテホウ	16-3	水面権利者に対す る補償の裁定等	公有水面埋立法6-3 公有水面埋立法施行令11	61420	_	_	_	

				根拠法令			審査基準			標準処理期間(日)		
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式4	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水139	水産林政部	林業振興課	入会林野等に係る権利関 係の近代化の助長に関す る法律	イリアイリンヤトウニカカルケンリカンケイノキ ンタ゛イカノシ゛ョチョウニカンスルホウリツ	3	入会林野整備計画 の認可	●入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(6-2)	番号なし	210	地方振興事務所	_	
3法_水140	水産林政部	林業振興課	山村振興法	サンソンシンコウホウ	17-1	林業の経営改善又 は振興のための計 画の認定	●山村振興法第17条のに基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領●山村振興法第17条のに基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領の運用について	番号なし	_	・市町村 ・地方振興事務所 (-)	_	
3法_水141	水産林政部	林業振興課	過疎地域自立促進特別措 置法	カソチイキシ゛リツソクシントクヘ゛ツソチホウ	26		●過疎地域自立促進特別措置法第26条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領●過疎地域自立促進特別措置法の施行について	番号なし	_	・市町村 ・地方振興事務所 (-)	_	
3法_水142	水産林政部	林業振興課	森林法	シンリンホウ	11-1、 11-5、 12、19	森林経営計画の認 定、変更認定	 森林法11-1、11-5、12、19 森林法施行令3 森林法施行規則33~40 森林経営計画制度運営要領(23林整計第230号) 森林経営計画制度の運用上の留意事項について(24林整計第152号) 森林法施行令第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の運用について(23林整計第386号) 	番号なし	30	地方振興事務所 (5)	_	
3法_水143	水産林政部	林業振興課	森林法	シンリンホウ	50-1	使用権認定に関する許可	●森林法50-1●森林法に基づく市町村の長及び知事の処分に係る審査基準等について(平成6年9月29日・林野庁計画課長通知)	番号なし	300	地方振興事務所 (30)	_	
3法_水144	水産林政部	林業振興課	森林法	シンリンホウ	58-5	使用権設定後の土 地形質変更、工作 物の新・増築等の 承認		番号なし	30	地方振興事務所 (10)	_	
3法_水145	水産林政部	林業振興課	森林法	シンリンホウ	65	水の使用権設定に関する認可	●森林法65●森林法に基づく市町村の長及び知事の処分に係る審査基準等について(平成6年9月29日・林野庁計画課長通知)	番号なし	300	地方振興事務所 (30)	_	
3法_水146	水産林政部	林業振興課	森林法	シンリンホウ	66	水流における工作 物の使用等に関す る認可	●森林法66●森林法に基づく市町村の長及び知事の処分に係る審査基準等について(平成6年9月29日・林野庁計画課長通知)	番号なし	300	地方振興事務所 (30)	_	
3法_水147	水産林政部	林業振興課	測量法	ソクリョウホウ	43	測量成果の複製の 承認(公共測量)	測量法43	番号なし	30	地方振興事務所	-	
3法_水148	水産林政部	林業振興課	測量法	ソクリョウホウ	44-1	測量成果の使用の 承認(公共測量)	測量法44-1	番号なし	30	地方振興事務所	_	
3法_水149	水産林政部		林業経営基盤の強化等の 促進のための資金の融通 等に関する暫定措置法	リンキ゛ョウケイエイキハ゛ンノキョウカトウ <i>ノ</i> ソクシンノタメノシキンノユウス゛ウトウニカン スルサ゛ンテイソチホウ	3-1	林業経営改善計画の認定、変更認定	 ●林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法3-3 ●林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年8月23日54林野企第82号農林水産事務次官依命通知) ●林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について(昭和54年8月23日54林野企第82号農林水産事務次官依命通知) ●林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について(昭和54年8月23日54林野企第83号林野庁長官通知) 	番号なし	30	地方振興事務所 (10)	_	

				根拠法令			審査基準	審査基準標準処理期間				
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式 4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水150	水産林政部	林業振興課		リンキ゛ョウケイエイキハ゛ンノキョウカトウノ ソクシンノタメノシキンノユウス゛ウトウニカン スルサ゛ンテイソチホウ	4-1	事業の経営改善に 関する措置を内容 とする合理化計画 の認定	 ●林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について (昭和54年8月23日54林野企第82号農林水産事務次官依命通知) ●林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について (昭和54年8月23日54林野企第83号林野庁長官通知) ●宮城県木材産業等高度化推進資金合理化計画認定事務取扱要領 	番号なし	30	地方振興事務所 (10)	-	
3法_水151	水産林政部	林業振興課	促進のための資金の融通	リンキ゛ョウケイエイキハ゛ンノキョウカトウノ ソクシンノタメノシキンノユウス゛ウトウニカン スルサ゛ンテイソチホウ	4-2	木材の生産等の構 造改善に関する措 置を内容とする合 理化計画の認定	 ●林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について (昭和54年8月23日54林野企第82号農林水産事務次官依命通知) ●林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について (昭和54年8月23日54林野企第83号林野庁長官通知) ●宮城県木材産業等高度化推進資金合理化計画認定事務取扱要領 	番号なし	30	地方振興事務所 (10)	_	
3法_水152	水産林政部	林業振興課	林業経営基盤の強化等の 促進のための資金の融通 等に関する暫定措置法施 行令	リンキ゛ョウケイエイキハ゛ンノキョウカトウノ ソクシンノタメノシキンノユウス゛ウトウニカン スルサ゛ンテイソチホウセコウレイ	4-1	合理化計画変更の 認定	 ●林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について (昭和54年8月23日54林野企第82号農林水産事務次官依命通知) ●林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について (昭和54年8月23日54林野企第83号林野庁長官通知) ●宮城県木材産業等高度化推進資金合理化計画認定事務取扱要領 	番号なし	30	地方振興事務所 (10)	_	

				根拠法令			審査基準			標準処理期間	(日)	
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式 4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水153	水産林政部	森林整備課	森林法	シンリンホウ		保安林の指定の解除	①森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ②保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)	61201	予定告示 まで概ね 90日以内	地方振興事務所 (地域事務所) ()		
3法_水154	水産林政部	森林整備課	森林法	シンリンホウ	34-3	保安林内の立木伐 採の許可	①森林法(昭和26年6月26日法律第249号) ②森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4 月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ③保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林 野治第921号林野庁長官通知)	61202	①公表期 間満了か ら30日以 内(皆伐) ②提出か ら30日以 内(択伐(天 然林))	-	-	
3法_水155	水産林政部	森林整備課	森林法	シンリンホウ	34-4	保安林内の立木伐 採申請に係る伐採 の面積又は数量を 縮減しての許可	①森林法(昭和26年6月26日法律第249号) ②森林法施行令(抄)(昭和26年7月31日政令第276号) ③森林法施行規則(抄)(昭和26年8月1日農林省令第54号) ④森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ⑤保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)	61203	然林)) ①公表期 間満了か ら30日以 内(皆伐) ②提出か ら30日以 内(択伐(天 然林))	-	-	
3法_水156	水産林政部	森林整備課	森林法	シンリンホウ	134-5	伐採、家畜の放牧、 土地の形質変更等	①森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ②保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)	61204	30	_	-	

				根拠法令			審査基準		標準処理期間(日)			
整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	(カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	概要又は名称	様式 4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	備考
3法_水157	水産林政部	森林整備課	森林法	シンリンホウ	144	保安施設地区内の 立木伐採許可	①森林法(昭和26年6月26日法律第249号) ②森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4 月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ③保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林 野治第921号林野庁長官通知)	61205	①公表期 間満了か ら30日以 内(皆伐) ②提出か ら30日以 内(択伐(天 然林))	-	_	
3法_水158	水産林政部	森林整備課	森林法	シンリンホウ		立木伐採申請に係 る伐採の面積又は 数量を縮減しての 許可	①森林法(昭和26年6月26日法律第249号) ②森林法施行令(抄)(昭和26年7月31日政令第276号) ③森林法施行規則(抄)(昭和26年8月1日農林省令第54号) ④森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ⑤保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)	61206	①公表期 間満了か ら30日以 内(皆伐) ②提出か ら30日以 内(択伐(天 然林))	_	_	
3法_水159	水産林政部	森林整備課	森林法	シンリンホウ	44	立竹の伐採、家畜 の放牧、土地の形 質変更等の許可	①森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ②保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)	61207	30	-	_	
3法_水160	水産林政部	森林整備課	林業種苗法	リンキ゛ョウシュヒ゛ョウホウ	10	生産事業者の登録	●林業種苗法施行令●林業種苗法施行規則●林業種苗法の施行について(昭和45年8月31日45林野造第1246号)●林業種苗法の運用について(昭和45年10月9日45林野造第1246号)	61208	15	-	-	
3法_水161	水産林政部	森林整備課	林業種苗法	リンキ゛ョウシュヒ゛ョウホウ		採取に係る種苗の	●林業種苗法施行規則●林業種苗法の施行について(昭和45年8月31日45林野造第1246号)●林業種苗法の運用について(昭和45年10月9日45林野造第1246号)	61209	60	-	_	